

1 次の文章を読み、設問に答えなさい。

1609年、江戸幕府の許しを得た薩摩藩は奄美に侵攻しました。琉球と薩摩との中間に位置する奄美の島々で生産される(ア)は、黒糖の原料です。この黒糖が高値で取引されることに目をつけた薩摩藩は、他の作物の生産をやめさせて多くの土地を(ア)の生産にあてることを奄美の人々に強要したり、米のかわりに黒糖で税を納めさせたり、黒糖をすべて買い上げて利益を独占したりして、藩の財政立て直しに利用しました。

幕末に開国をせまられるようになると、外国の武力を目の当たりにした薩摩藩は洋式兵器や大型船の購入のため出費を重ねるようになりました。奄美への取り立てはいっそうきびしくなり、藩が回収するはずの黒糖を島民が隠れて販売しようものならば、死罪になると脅され、その汁を少しなめただけでもきびしく罰せられました。重い負担に耐えられずに身売りをし、奴隷のように働かされる「家人」と呼ばれる人々が急増しました。奄美では食糧の生産を他の地域に頼らなければならなくなり、不作や天災の影響を強く受けました。奄美はまるで薩摩藩の「砂糖工場」だったのです。

1871年に(イ)が行われ薩摩藩が鹿児島県になったあとも、黒糖の利益を失いたくない県はその独占を続けようとしします。一方、中央集権化をすすめる明治新政府は、鹿児島県が持つ利権に注目しはじめました。新政府は奄美の黒糖を自由に販売できるように県に働きかけるようになり、奄美の人々の間でも「勝手世騒動」と呼ばれる運動が起きました。新政府が発表した解放令で、きびしい差別を受けてきた人々が平民とされ、人身売買が禁止されたこともあり、奄美の家人の中にもその身分から解放されて運動に参加する人がいました。このような島民の動きに対し、県は運動に参加する人々をきびしく処罰しました。投獄された人の中には、西郷隆盛をリーダーとする士族の反乱である(ウ)戦争に従軍することを強制され、命を落とす人もいました。

明治維新によって日本は大きく発展しました。その中心を担った薩摩藩や新政府に注目が集まることはあっても、奄美について語られることは決して多くありません。めまぐるしい近代化や経済発展の裏には、弱い立場に置かれる奄美の人々に対するきびしい差別と支配が存在していたのです。

問1 文中の(ア)～(ウ)にあてはまる語を答えなさい。なお、同じ記号の空欄には同じ語が入ります。

問2 薩摩藩の奄美支配が幕末にいっそうきびしくなったのは、薩摩藩がどのような状況にあったからか、本文を参考に答えなさい。

問3 奄美の人々が食糧の生産を他の地域に頼らなければならなかったのはなぜか、本文を参考に答えなさい。

問4 次の資料は「勝手世騒動」を指導した青年、丸田南里の言葉です。この文の空欄(A)～(D)に入る語の組み合わせとして、最も適当なものを下の選択肢①～④のうちから選びなさい。

人が作ったものは作った人が自由に(A)ことができ、何かを必要としている人は必要な時に自由に(B)ことができるというのは当たり前のことだ。しかし、奄美では(C)の商人だけがその権利を独占している。すみやかにこの悪しき決まりをなくし、「勝手世」、つまり、「自由に(D)ができる世の中」を目指さなければならない。

名越護『奄美の債務奴隷ヤンチュ』2006年
(小学生にわかりやすいように、文を変えてあります。)

- ① (A) 売る (B) 買う (C) 鹿児島県 (D) 商売
② (A) 売る (B) 買う (C) 明治新政府 (D) 労働
③ (A) 買う (B) 売る (C) 鹿児島県 (D) 労働
④ (A) 買う (B) 売る (C) 明治新政府 (D) 商売

2 次の文章を読み、設問に答えなさい。なお、各資料は読みやすくなるように一部表現を変えています。

ここ数年にわたり、天皇、皇族に関することが繰り返し話題になっています。天皇という存在は長い歴史を持っていますが、日本が近代国家として憲法を定めてからは、その地位や役割を憲法に明記するようになっていきます。それを見てみましょう。はじめに、(A)時代に制定された、大日本帝国憲法(旧憲法)です。

[資料1] 大日本帝国憲法(一部の条文)

第一条 大日本帝国は万世一系の天皇^{これ}を統治す
第三条 天皇は神聖にして侵すべからず

まず、第一条で宣言しているのは、日本の政治は天皇が中心になって行く、天皇主権という大原則です。そして第三条では、天皇の存在は神聖なものであるから、国民は誰も政治について天皇に向かって批判したり不満を持ったりすることが許されない、と定めていました。そもそも、大日本帝国憲法そのものが、天皇から内閣総理大臣に与えられたもの、という形で定められたのでした。

次に、現在の憲法です。(B)主権の原則の下で、国民と天皇との関係が大きく変更されています。

[資料2] 日本国憲法(一部の条文)

第一条 天皇は、日本国の象^{しやうしやう}徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意^{そうい}に基づく。
第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。
第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能^{*}を有しない。(以下略)
*権能^{けんのう}=あることを行うことのできる資格や権利

資料2の第一条にある「象徴」というのがなんであるのか、わかるようでわかりにくいですが、これはまさに天皇の位置づけを示す重要な言葉です。このことについて、1973年に当時の首相が質問に答えた記録を見てみましょう。

[資料3]

田中角栄君(内閣総理大臣)「天皇の存在を通じて、そこに日本国と日本国民の統合の姿を見ることができるという日本国民の総意をあらわしたものだと考えます。象徴としての地位にあられる天皇が国民からひとしく尊崇^{そんすう}(尊重)されるべきことは、もとより(当然)言うまでもないのでありまして、私は、内閣の首班(責任者)として、今後とも、国政運営のすべてにおいて、象徴天皇制のよって立つ国民の総意がいささかも(わずかでも)そこなわれることのないように努力をしてみたいです。(1973年6月13日、参議院本会議)

内閣法制局情報公開資料『憲法関係答弁例集(2)』2017年

このように、天皇の存在を支える「国民の総意^①」を守ることが内閣の重要な使命であると政府は考えています。

さて、日本国憲法第三条をもう一度見てください。「国事に関するすべての行為」という言葉があります。この「国事行為^{こくじこうい}」の内容は憲法の別の条文に定められていますが、法律の公布、(C)の解散、外国の大使の応接など、普通の国民にはなじみのない仕事がほとんどです。それに対し、新年一般参賀、被災地や国内各地への訪問、外国王室との交流などの「公的行為」は国民の注目を集めますが、これらは「国事行為」とちがって憲法に規定がありません。かといって天皇個人の自由意志でなんでもできるのかというと、そういうことでもないようです。これについて国会議員からの質問に対する政府の回答を見てみましょう。

[資料4]

工藤政府委員(内閣法制局長官)「天皇の公的行為というのは(略)象徴というお立場からの公的性格を有する行為でございます。そういう意味では、国事行為におきますと同様に(略)政治的な影響を持つものが含まれてはならないと言うこと、これが第一でございます。第二が、その行為が象徴たる性格に反するものであってはならない。第三に、その行為につきましては内閣が責任を負うものでなければならない。かようなことであろうと思います。(1990年5月17日、衆議院予算委員会)

内閣法制局情報公開資料『憲法関係答弁例集(2)』2017年

このように、民主主義の政治における天皇^③という存在は、天皇個人のみならず、国民、政府とのあいだの関係の中で保たれてきたと考えられます。

問1 本文中の(A)～(C)にあてはまる語を答えなさい。

問2 本文と資料1を参考にし、日本の政治と天皇との関係について旧憲法で定められていたことで、現在の憲法と大きく異なる2つのことを答えなさい。

問3 下線部①について、あてはまる文の記号を2つ選びなさい。

- ア 増税のような、国民の間で大きく意見が分かれる政策については、反対する国民に向けて天皇から説得してもらう。
- イ 天皇は歴史的に長く日本を支配してきたのであるから、その支配が続くように内閣は努力する。
- ウ 広く国民が、天皇の存在を国民にとって有意義であると思い続けることができるように内閣は努力する。
- エ 日本には天皇という特別の存在があるために、ほかのどの国よりも優れていることを国民や世界の人々が理解するように内閣は努力する。
- オ 天皇の存在が、日本の歴史、文化、国民の姿をほかの諸国の人々から正しく理解してもらうためのひとつの象徴であり続けるように内閣は努力する。

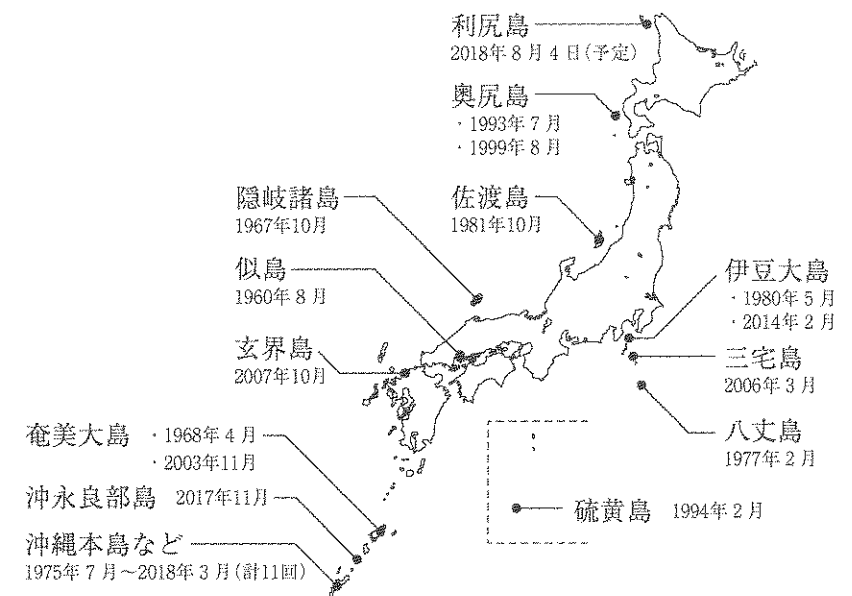
問4 資料4の「公的行為」について、あてはまる文の記号を2つ選びなさい。

- ア 天皇の外国訪問について、訪問する相手国、時期などは天皇自身ではなく、内閣が決定する。
- イ 被災地訪問などの際、被災者から直接要望を聞き取ってそれを政府に伝え、政治に反映させることは天皇の重要な役割のひとつである。
- ウ 国会の開会式での天皇の「おことば」にはその国会における重要課題が示される。国会議員はその内容に拘束されるので政治的に重要な意味を持つ。
- エ 天皇による式典でのあいさつやビデオメッセージなどの内容について、その責任は天皇自身ではなくて内閣が負う。
- オ 貿易問題などで日本と対立している国を天皇が訪問する機会には、天皇から相手国に対して日本の立場を積極的に主張することが望ましい。

問5 下線部②のうち、天皇はこれまで国内の多くの離島を訪問しています。地図に示された島のうち、佐渡島、八丈島、隠岐諸島がある都道府県名を答えなさい。

天皇、皇后両陛下が訪れた島々

一部。皇太子ご夫妻時代を含む。宮内庁の資料から



『朝日新聞』2018年8月2日(夕刊)東京本社版

問6 下線部③について、現在の憲法で定められた国民と天皇との間の関係はどのようなものであるのか説明しなさい。解答の中で下記の3つの用語を使用すること。

主権	国民	内閣
----	----	----

2019年度 社会解答用紙 (第1回)

受験番号	
------	--

総点	※
----	---

1

問1	ア		イ		ウ	
----	---	--	---	--	---	--

※

問2	
----	--

※

問3	
----	--

※

問4	
----	--

※

小計	※
----	---

2

問1	A		B		C	
----	---	--	---	--	---	--

※

問2	・	
	・	

※

問3		
----	--	--

問4		
----	--	--

※

問5	佐渡島	八丈島	隠岐諸島

※

問6	
----	--

※

小計	※
----	---